

2.用語集

用語	解説
あ行	
アスベスト(石綿)	天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれている。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則禁止された。石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。
茅野市建築物耐震改修促進計画	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進する計画。平成19年度末に策定しています。
一般世帯	国勢調査の用語。以下の、の世帯を指す。住居と生計を共にする人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者、会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者を指しています。
NPO(特定非営利活動法人)	ボランティア活動をはじめとした民間の非営利団体のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された団体を指しています。
か行	
ガイドライン	政府や団体が施策方針として掲げる大まかな指針をことを言います。
給与住宅	社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅(会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む)を指しています。この場合、家賃の支払いの有無を問いません。
協働	同じ目的のために、共に力を合わせて活動することを指しています。
居住水準	世帯の人員や構成に対応した住まいの広さや居室の条件を指しています。
公営住宅	地方公共団体が公営住宅法の規定による国の補助を受けて建設した賃貸住宅を指しています。
高齢化率	全人口に占める65歳以上の人口の割合を指しています。
高齢者	ここでは65歳以上の者を指しています。
高齢者・障害者等	ここでは、高齢者、障害者をはじめとして、妊産婦、病弱者等で日常生活または社会生活における行動に制限を受ける者を指しています。
コミュニティ	一般的には地域共同社会と訳されます。都市計画の分野では、主として、住民相互の協力と連帯による地域のまちづくり事業や身近な生活環境施設の整備事業などにおいて使われます。

用語	解説
さ行	
最低居住水準	住宅の質の指針として、「第三期住宅建設五箇年計画」(計画期間、昭和 51～55 年度)以降、住宅建設計画で示されている住宅の広さに関する指標のことを指しています。「健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠で、全ての世帯が確保すべき水準」で、家族 4 人で 50 m ² 以上の広さ等の基準が定められています。住生活基本計画(全国計画、計画期間平成 18～27 年度)の策定にあわせて、最低居住面積水準として見直しが行われました。
市営住宅ストック総合活用計画	市営住宅のストックを効率的かつ総合的に活用するための方針や建替事業・改善事業等の活用手法の選定方針、活用計画等を定めたものを指しています。
住環境	一般的には、住まいの快適さ等に影響を及ぼす周囲の状況を指しています。空間の広がりや捉える場合、住宅単体が享受する環境から、住宅を取り巻く敷地や街区レベル、地区・都市環境等まで幅広い意味となります。
住生活	国民生活のうち、住むことに関すること。住宅そのものだけでなく、自然災害に対する安全性やコミュニティの形成など地域における住環境の形成、交通サービスや福祉サービスなどの居住サービスを含んでいます。
住生活基本法	平成 18 年 6 月に公布。住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策について、基本理念を定め、国および地方公共団体並びに住宅関連事業者の責務を明らかにするとともに、基本理念の実現を図るための基本的施策、住生活基本計画その他の基本となる事項を定めることにより、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上と社会福祉の増進を図るとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として作られた法律を指しています。
住宅困窮者	「住生活基本法」では、民間市場において、自力で住宅を確保することが困難であり、住宅セーフティネットを必要とする者と規定しています。低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭、障害者、ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者などを代表的に例示しており、一般的な意味で、住宅確保に特に配慮を要する者としています。
住宅ストック	ある一時点におけるすべての住宅の数。「ストック」に対応する言葉として「フロー」があり、これはある一定期間内に供給される住宅の量を指しています。
住宅セーフティネット	低額所得者など、市場において自力では適切な住宅の確保が困難な者に対する公営住宅の提供をはじめ、高齢者や障害者などの市場で入居が敬遠されがちな世帯等、各世帯が適切な住宅を確保できるようにするための支援網をさしています。

用語	解説
住宅・土地統計調査	我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査を指しています。総務省統計局が5年ごとに調査し、次回調査は平成20年度。
市場重視	多様化・高度化する国民の住宅ニーズに的確に対応するには、市場による対応が効果的とされています。このため、市場における法令の遵守を徹底した上で、可能な限り市場機能の活用を図ることを重視し、施策を展開していくと全国計画の中で述べられています。
新エネルギー	経済上の制約から十分には普及していないが、石油代替エネルギーの促進に特に貢献するものとして「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において定められ、その利用が政策的支援対象とされているエネルギーの総称を指しています。具体的には、太陽熱、太陽光発電、風力、バイオマス、雪氷熱などの自然エネルギーや、燃料電池、電気自動車等の革新的なエネルギー利用技術など。
新耐震基準	地震に対して建物をどのようにするかを規定した建築基準法の基準を指しています。中規模の地震(震度5強程度)に対してはほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震(震度6強から震度7程度)に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標に1981(S56)年の法改正で規定されました。
成果指標	目標の達成状況を評価し、施策の効果を分かりやすく市民に示す機能であるとともに、市場に提示し、個人の居住の選択や事業者による住宅の供給・住宅サービスの提供等に際しての判断指標として目安となる機能のことを指しています。
全国計画	住生活基本法により、国が策定した国民の住生活の安定確保及び向上の促進に関する基本的な計画を指しています。
た行	
耐震化率	建築基準法の耐震基準を満たしている建築物の割合を指しています。国土交通省が耐震改修促進法に基づいて目標として示しています。
耐震改修	耐震診断の結果に基づき、建築物の耐震性を向上させるため、柱、梁などを補強したり、新たな耐震壁を設けることを指しています。
耐震診断 耐震補強	耐震診断： 建物が地震に対してどの程度被害を受けにくい、といった地震に対する強さ、すなわち「耐震性」の度合を調べ、現行の耐震基準が求める耐震性能を有しているかを診断することを指しています。 耐震補強： 耐震性能を向上させ、倒壊や大破壊が起きないように補強をおこなうことをさしています。「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により多数の者が利用する建築物は耐震診断・耐震改修に努めることとされています。

用語	解説
茅野市建築物耐震改修促進計画	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進する計画を指しています。平成19年度末に策定。
な行	
長野県住生活基本計画	長野県における住生活基本法に基づく都道府県計画で、住宅事情や住宅を取り巻く社会状況、経済状況の変化を踏まえ、住宅政策の目標、施策体系及び基本的な方向が示されています。
二地域居住	都市住民が年間「1～3カ月連続」または「毎月3日以上で通算1カ月以上」、農山漁村などの同一地域に滞在することを指す。観光客が一時的に滞在する観光などの「交流人口」と「定住人口」の中間的な考え方と位置づけられます。
は行	
バリアフリー	障害者・高齢者等が社会生活を営む上での障害(バリア)をなくすことを指しています。バリアには段差などの物理的なもののほか、意識上のもの、制度的なものなどがあります。
ま行	
街なか居住	モータリゼーション(車社会)の進展と市街地の郊外への拡大により、空洞化しつつある中心市街地(街なか)に住むことを指しています。中心市街地の活性化のためには、商業だけでなく、居住や公共公益サービス等のバランスのとれた市街地の再生が必要であり、特に定住人口を確保することが重要です。
民間賃貸住宅	民間業者や地主などが自ら賃貸を行っている住宅のことを指しています。
や行	
誘導居住水準	住宅の質の指針として、「第五期住宅建設五箇年計画」(計画期間、昭和61～平成2年度)以降、住宅建設計画で示されている住宅の広さに関する指標のこと。郊外及び地方における戸建住宅を想定した一般型誘導居住水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅を想定した都市居住型誘導居住水準が示されています。例えば、家族4人で一般型は123㎡以上、都市居住型は91㎡以上の広さ等の基準が定められている。住生活基本計画(全国計画、計画期間平成18～27年度)の策定にあわせて、誘導居住面積水準として見直しが行われました。
ユニバーサルデザイン	障害の有無や年齢などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用しやすいように建物や製品などをデザインすること。

用語	解説
U J Iターン	<p>Uターン：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻る事。</p> <p>Jターン：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻る事。</p> <p>Iターン：出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住む事。</p>
ら行	
ライフスタイル	行動様式や価値観、暮らしぶり、習慣などを含む生活様式。
リフォーム	住宅改善のこと。主に局所的な増改築や内装、設備を新しく性能の良いものに取り替えることをいう。